

## ●香川県告示第409号

道路法（昭和12年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年9月10日から同年10月1日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西白方善通寺線（217号）
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
仲多度郡多度津町大字山階字西村1945番3地先から	13.1~14.2	26	平成15年香川県告示第365号で変更した区域の一部
仲多度郡多度津町大字山階字西村1945番4地先まで			

- 4 供用開始の期日 平成25年9月10日